

(様式1)
報道資料提供

提供日	平成 4 年 4 月 27 日 (水)
発表事項 (タイトル)	職員の懲戒処分について (提供)
要旨・経緯	令和4年3月31日付けで、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので提供いたします。 3月中旬に年次有給休暇を8時間取得し、残時間がないにも関わらず以降も連続して出勤せず40時間の欠勤に至りました。
広報ポイント	市長コメント 「このような事態に至り、市民の皆様にお詫び申し上げます。市民全体の奉仕者として市政の公正な運営を確保するため、厳正な服務規律の徹底を図ってまいります。」
添付資料	本紙1枚+A4 1枚
担当課	阪南市総務部秘書人事課 近藤、松尾 電話072-471-5678 FAX072-473-3504